

令和2年3月27日の降雨に伴い被災した箇所における 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の完了について

1 要旨・目的

令和2年3月27日の降雨に伴い広島市西区山田町において発生したがけ崩れに対して、県が緊急的に実施した災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業が完了したので報告する。

2 現状・背景

令和2年3月27日の降雨（総雨量94mm，最大24時間雨量94mm，最大時間雨量7mm）により，人家裏の斜面が崩壊し，人家1戸に一部損壊の物的被害があった。（人的被害なし）

再度災害防止を図り，県土の安全と民生の安定に資するため，緊急事業により崩壊斜面の対策を行った。

3 概要

(1) 対象者

被災された県民，保全対象内の県民

(2) 事業内容（実施内容）

地区名	箇所	事業概要
やまだちょう ちく 山田町12地区	広島市西区山田町	法枠工
		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 【被災状況（R2.3月）】 【工事完了（R3.11月）】 </div>		

(3) スケジュール

令和2年5月11日付けで採択され，令和2年度補正予算により測量・設計を行い，国との工法協議や土地所有者との用地契約等を経て，令和3年3月に着手し，11月5日に緊急工事が完了した。

(4) 予算（国庫）

事業費約 41 百万円

4 その他（関連情報等）

(1) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の採択について（広島県ホームページ）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/100/20200511saikansaitaku.html>

(2) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の概要

根拠法：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 12 条，第 21 条

所管省：国土交通省（水管理・国土保全局砂防部）

実施主体：都道府県

採択基準（抜粋）：風水害・震災等に伴い発生した崩壊等のうち，次に該当するもの

- ・ かけ高 10m以上（人家等に実際に被害があったものについては 5 m以上）
- ・ 保全対象家屋 人家 5 戸以上又は公共的建物
- ・ 1 箇所の事業費が 1,500 万円以上

負担割合：受益者負担金*を除き，国 1/2，県 1/2

※ 事業費の 2.5%～20%。斜面の高さや公共施設の有無等により決定される。

市町により地元で受益者負担金の負担を求める場合がある。

【山田町12地区】災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の完了について **広島県**

令和2年3月27日の降雨に伴い，広島市西区山田町において発生した土砂災害（かけ崩れ）に対して，広島県が緊急的に実施した急傾斜地崩壊対策事業が完了しました（令和3年11月5日）。

位置図



山田町12地区

【被害状況】
土砂災害発生日：令和2年3月27日
一部損壊：1戸

平面図

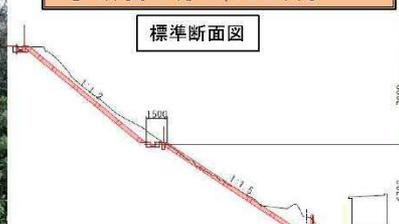


災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

一部損壊 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

【事業概要】
保全対象：人家7戸
主な対策：法枠工 約239㎡
事業費：約41,000千円

標準断面図



設計：明伸建設コンサルタント株式会社
施工：ジーエム建設株式会社

工事着手前



工事完了（令和3年11月5日）



斜面崩壊・被災状況（R2年3月）

